

催 告 書

貴社ほか15者は結託し、遅くとも平成25年10月24日以降、東日本地区における特定活性炭について、各社の利益を確保するため、共同して供給予定者を決定していたとして、令和元年11月22日公正取引委員会より私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づき排除措置命令及び課徴金納付命令（令和元年（措）第9号）を受けた。

津軽広域水道企業団津軽事業部（以下「津軽事業部」という。）においては、浄水処理のために使用する活性炭について、平成25年4月から平成26年3月までの期間において、指名競争入札により落札した業者と取引していたが、平成29年2月21日の公正取引委員会の立入検査以降は、違反行為の取りやめにより、その後、津軽事業部が実施した指名競争入札においては、大幅に落札価格が下がった。

このことから、津軽事業部としては、違反行為を取りやめるまでの期間について、審決にあるような違反行為により、取引価格が不当に制限され、貴社より製造販売及び納品された活性炭の購入に関し、落札価格と適正価格（平成29年度落札価格）との差額分の損

害を受けたと判断し、損害賠償を請求するものである。

記

請求金額として、平成25年度契約分の損害賠償金として¥2,212,349円及び遅延損害金との合計金額を請求する。

(上記、損害賠償金の内訳書(および貴社販売特約店(以下「特約店」という。)への支払日)については、同日別便にて郵送する。)

なお、遅延損害金については、津軽事業部が特約店に対象月毎の支払いをした日の翌日から損害賠償金支払日までの期間に年5分の割合による金員とする。

については、本書面到達後30日以内に上記請求金額を、下記の津軽事業部の銀行口座あてに、振込送金する方法により支払うよう、本書を以て催告する。

金融機関：青森銀行 黒石支店
口座番号：普通預金 397488
口座名義：津軽広域水道企業団津軽事業部
企業長 櫻田 宏



期限内までに何ら連絡もお支払いもない場合には、あらためて通知をすることなく、法的手続きによって、上記請求金額の請求をする所存でおりますので、あらかじめご承知おきください。

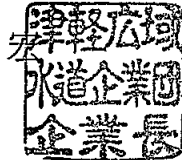
令和3年2月4日

請求者 〒036-0342

青森県黒石市大字石名坂字姥懐2番地

津軽広域水道企業団（津軽事業部）

企業長 櫻田



〒509-5111

岐阜県土岐市肥田浅野双葉町1-1-1

朝日河過材株式会社

代表取締役社長 肥田祐輔 様

特定活性炭の談合に係る損害賠償額内訳書

令和3年2月4日

朝日戸過材株式会社

代表取締役社長 肥田 祐輔 様

津軽広域水道企業団

企業長 櫻田



令和3年2月4日付けで内容証明郵便により郵送した、特定活性炭の談合に係る損害賠償請求書(催告書)を補完する内訳を通知する。

乾燥減量5%(ドライ)

	(単位:円/kg)
平成25年度契約単価	498.75 (消費税等5%)
平成29年度契約単価	324.00 (消費税等8%)
調整後契約単価	315.00 (平成29年度税抜契約単価×消費税等5%)

平成25年度	購入量(kg)	支払済額(円)	推定適正額(円)	差額相当額(円)	遅延損害金 年5%	支払日
9月	9,030	4,503,712	2,844,450	1,659,262		平成25年10月21日
10月	3,010	1,501,237	948,150	553,087		平成25年11月21日
計	12,040	6,004,949	3,792,600	2,212,349	別途算定	

※単価×消費税等 @475*1.05%

@300*1.05%

(平成29年度税抜契約単価×消費税等5%)

備考：遅延損害金算定については、当津軽事業部が貴社特約店に対象月毎の支払いをした日の翌日から損害賠償金支払日まで
の期間について年5分の率で算定した額とする。

損害賠償請求額	金2,212,349円+遅延損害金
---------	-------------------